

令和3年5月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和3年5月10日（月） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、佐藤美代子、福永哲夫、齊藤進

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、林田篤委員、本田博士委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第2号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第3号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第4号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第5号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第6号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) その他

5. 閉 会

○報告第2号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは、議事に入らせていただきます。報告第2号農地法第18条第6項による通知が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第2号1件の報告をいたします。申請番号1番です。所在は上島。農振地域外の田が1筆となっております。面積は617㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由については、売買による合意解約となっております。解約の申入日が令和3年3月31日。成立日、引渡日、通知日は令和3年4月16日となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、売買による合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第3号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第3号農地法第3条の規定による届出が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は2ページからになります。申請番号順にご報告をいたします。申請番号1番。所在は下六嘉。地目は田5筆と畑4筆の合計9筆となっております。合計の面積が12,807㎡となっております。所有者と届出人については記載のとおりです。申請の事由になりますが、相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。続きまして、資料の3ページ、申請番号の2番になります。所在は犬渕。地目については田の4筆、畑の2筆の合計6筆で、合計面積が1,707.63㎡となっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。これについても相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました2件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第4号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第4号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は4ページになります。報告第4号1件について報告いたします。申請番号1番。使用貸借権の案件です。所在は鯉。農振地域外の畑が1筆。面積は575㎡で、譲渡人と譲受人は記載のとおりです。申請事由は、個人住宅の転用となっております。木造2階建ての届出となっております。

(事務局長) 市街化区域内の案件です。5 ページに申請位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より報告がありました1件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第5号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第5号になります。農地法第5条の規定による許可申請が1件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は6ページになります。第5条の転用1件について、ご説明をいたします。申請番号1番。所有権の移転の案件です。所在が下六嘉で農振地域外の畑が2筆です。合計面積が9.92㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は、個人住宅の申請となっております。木造2階建てで宅地面積も含めた合計の面積は211.11㎡となっております。7ページに位置図を載せております。ここに宅地部分と農地部分ということで、宅地がほとんどで農地が一部残っているということでの、今回の転用案件となります。8ページをお開きください。配置図を載せております。面積については、先ほどご説明したとおり211.11㎡。集落内開発の案件で木造2階建ての新築計画となっております。給水については、新設の井戸ボーリング。図面の西側部分になります。污水雑排水については、公共の下水道に接続放流する計画となっております。雨水は敷地内に雨水枳を新設し道路側溝に流す計画です。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります◎◎委員から報告をお願いいたします。

(◎◎委員) はい。4月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。申請地は以前家が建っていた敷地内の一部で現在は更地となっております。申請地に隣接する農地はありませんので、農地に支障は生じないと思われれます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられれます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は9ページになります。許可申請に係る意見書の中央の検討事項に沿って説明をいたします。まず、検討事項①番、農地の区分と転用の目的になります。地元委員からも説明がありましたとおり10ha未満の未整備農地で第2種農地と判断をしております。目的は個人住宅の案件です。検討事項②番、資力及び信用になります。資金計画書等を事務局で確認しております。許可相当と判断をしております。

(事務局長) 続きまして、検討事項④番。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性について、事業計画書を事務局で確認をしております。転用許可後は事業が開始されるものと事務局では判断をしております。続きまして、⑤番行政庁の許可等の処分の見込み、⑥番土地の利用見込み、⑦番計画面積の妥当性についてになります。許可等については、都市計画課や建設課など関係部署としっかり協議をされている状況です。許可相当であると判断をしております。また土地利用の見込み、計画面積については、先ほど配置図でご説明したとおり問題はないと事務局では判断をしております。

最後⑨番。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無についてになります。先ほど地元委員からもご説明があったとおり周辺農地は存在しませんので、支障がないと事務局でも判断をしております。また、万が一被害が出た場合は申請人にて対処する旨を事業計画書にて確認をしております。許可相当であると判断をしております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断をしております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第6号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が6件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は10ページからになります。申請番号順にご説明をいたします。申請番号1番。所在は上六嘉。農振農用地内の田1筆で面積が3,015㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的については、田の売買による所有権移転となっております。価格が4,200,000円。移転時期と引渡時期は令和3年5月11日となっております。続きまして、申請番号2番。所在が下六嘉。農振農用地内の田が1筆で面積が433㎡。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。利用目的は田の売買による所有権移転となっております。売買価格は443,825円。移転時期と引渡時期は令和3年5月15日となっております。続きまして、11ページになります。申請番号3番になります。所在が下六嘉。農振農用地内の田1筆で面積が1,011㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。

(事務局長) 目的は賃貸借権の畑の新規の設定です。借賃は35,385円。期間は令和3年6月1日から令和5年5月31日となっております。続きまして、申請番号4番。所在が下六嘉。農振農用地内の田1筆で1,153㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的については、畑の賃貸借権の新規の設定となっております。借賃については、40,355円。期間については、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとなっております。続きまして、12ページ申請番号5番になります。所在は下六嘉。農振農用地内の田が1筆で面積が1,087㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は畑の賃貸借権の新規の設定となっております。借賃については、38,045円となっております。期間は令和3年6月1日から令和5年5月31日となっております。最後になります。資料は13ページになります。申請番号6番。所在は上六嘉。農振農用地内の田が1筆で面積が3,015㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は田の新規設定となっております。借賃については、使用貸借権になりますので0円です。期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日となっております。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(△△委員) ひとついいですか。1番ですが、私も相談受けて、本人名義で買いたいって言われたから。本人で農地名義が無くて、奥さん名義ばかりだったから、どうしたら買えるのかという相談を1回受けましたが。どのようにして売買をしたのか。

(事務局) 5反要件に引っかかるので、これは3条ではなくて、基盤強化法で。と対応をしました。

(△△委員) 強化法も5反要件はあるのじゃないの。

(事務局) いいえ。

(事務局長) 強化法はありません。

(議長) ない。5反要件はない。

(事務局長) はい。3条で相談がありましたが、できなかったのも、基盤強化法で流れを作ったという案件です。

(△△委員) 私が助言したのは、奥さんのを小作か何かしたらと助言をしましたが。それからプラス5反あればどうにかできるからと思って。

(事務局長) △△委員がアドバイスされた案件も含めて家族で協議してくださいと事務局からは助言をしております。それで強化法を選択されたようです。

(議長) 他に何かございますか。何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

- (議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。
- (議長) 本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。皆さんから何かございませんでしょうか。なければ、事務局からは何かございますか。
- (事務局長) 事務局から1点お知らせがあります。今年度3月末で農業委員の任期が満了になります。改選に向けてのスケジュール案を資料としてお配りをしております。簡単にご説明をしていきたいと思います。まず上から順番に9月の中旬に区長会議にて地区推薦等の説明を実施します。10月に町の広報誌とホームページで公募を行います。10月15日の町広報発行に伴って15日から11月11日までが募集の期間となります。締め切りは11月11日。その後、12月に農業委員評価委員会を開催し、年明けの3月町議会の同意を得て、町長が任命を行います。再任された方と新規の方は4月1日に辞令交付式を行います。簡単ではありますが、改選までのスケジュールを説明しましたが、皆さんから何かご質問ございませんでしょうか。
- (委員) ありません。(委員一同)
- (議長) それから、先月から言っていました研修の件になりますが、コロナウイルスの感染状況をみながら、最終決断を11月にしたいと思います。次回の農業委員会は6月10日の木曜9時からを予定したいと思います。他になければ、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和3年5月10日

会長 下 田 司

委員 林 田 篤

委員 本 田 博 士